

## 最上町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日  
最上町長  
最上町議会議長  
最上町教育長  
最上町選挙管理委員長  
最上町農業委員会会長  
最上町監査委員

最上町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、最上町長、最上町議会議長、最上町教育長、及び最上町選挙管理委員長が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本町村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業所行動計画検討委員会（委員は、安全衛生委員会委員と兼ねる。）を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、最上町長、最上町議会議長、最上町教育長、及び最上町選挙管理委員長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活

躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、最上町長、最上町議会議長、最上町教育長、及び最上町選挙管理委員長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 町長部局

- ①平成 33 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績（月 10 時間）から 3 割以上縮減し、月 7 時間以下にする。
- ②平成 33 年度までに、年次休暇を 50%以上取得する職員の割合を 7 割以上にする。

(3) 教育委員会部局

- ①平成 33 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績（月 5 時間）から 3 割以上縮減し、月 2 時間以下にする。
- ②平成 33 年度までに、年次休暇を 50%以上取得する職員の割合を 7 割以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、最上町長、最上町議会議長、最上町教育長、最上町選挙管理委員長、最上町農業委員会会長、及び最上町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ①平成 28 年度より、新たに毎週水曜日及び金曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ②平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。